

2月16日(月)～3月15日(水)は

市・県民税と所得税の申告期間

市・県民税の申告は、平成18年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に所得があつた方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間の終了間際は混雑しますので、申告は早めにお済ませください。

市・県民税の申告

■申告が必要な方

平成18年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方
給与所得者

勤務先から市に給与支払報告書が提出されていないパート、アルバイトなども含む)

平成17年中に退職し、再就職していない

2か所以上から給与の支払いを受けている

給与所得以外に所得がある営業・農業・不動産・配当所得など)

給与所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。また、パート、アルバイトなどでも収入があれば申告が必要です

給与所得者以外の方

所得税の確定申告の対象とならない営業等・農業・不動産・雑報酬などの所得がある、所得税が課税になる所得金額に達していない方(公的年金等の所得のみの場合でも、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などの所得控除を受ける場合)

市内に事業所、事務所、家屋敷があり、狭山市以外に住所がある方

収入がない方

収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書を必要とする場合がありますので、申告をお勧めします

夫に扶養されている方でも、夫が

単身赴任などで他の市町村で課税されている場合は、申告が必要な場合があります(家屋敷課税)

■申告しなくてもよい方

所得税の確定申告をする確定申告で、市・県民税の申告を兼ねる(給与収入のみで、勤務先から狭山市役所に給与支払報告書が提出されている方

■申告書の受付

申告期間中に申告会場で提出するか、市民税課へ郵送してください。

受付日	申告会場
2月16日 ～ 3月15日	市役所6階会議室

受付時間は9時～11時と13時～16時。土・日曜日を除く。ただし、2月19日・26日は、受付を行います

平成18年度(平成17年分)の 主な税制改正

雑所得(公的年金など)の所得計算の改正
 老年者控除の廃止
 妻の均等割非課税措置の廃止に伴う、均等割の軽減課税(2分の1課税)の終了
 65歳以上の方で、合計所得金額が125万円以下の方に対する「非課税の措置」の廃止
 定率減税の縮小。「算出税額の15%(限度額4万円) 7.5%(限度額2万円)」

■市・県民税申告書を郵送

1月末に、次のいずれかに該当する方に郵送しています。

昨年、市・県民税の申告をした
昨年、会社などを退職した

その他、申告が必要と思われる方
確定申告書の送付に関しては、所
沢税務署にお問い合わせください

市・県民税申告や確定申告に必要なもの

認印 筆記用具 平成17年中に支払った社会保険料(国民年金保険料などを含める方は、支払い証明書か領収証書が必要)・生命保険料・損害保険料などの金額が分かる控除証明書や領収書 障害者手帳など

個別に必要なもの

給与・年金・報酬などの所得がある方...源泉徴収票、報酬の支払い調書など
事業所得のある方...収入、必要経費が分かる書類・帳簿など
医療費控除を受ける方...平成17年分の医療費の領収書など

訂正とお詫び 1月10日号の暮らしの情報149...「確定申告のお知らせ」で、持参品の「社会保険料の支払いの分かるもの」は「国民年金保険料の支払い証明書か領収証書(添付等が義務付けられています)」の誤りでした。確定申告書は、今年から白黒印字でも提出ができるようになりました。税理士による還付申告の無料相談会の問い合わせは、関東信越税理士会所沢支部事務所(2993-0822)へお願いします

所得税の確定申告

申告が必要な方

給与所得者で次のいずれかに該当する方
2か所以上から給与の支払いを受けている
年収が2千万円を超えている
給与所得以外の所得が20万円を超えている
雑損、医療費、寄付金、住宅借入金等特別控除などを受ける
勤務先で年末調整を受けなかった(平成17年途中で退職、または退職し再就職したが、退職分の給与を年末調整に含めなかった方を含む)

給与所得者以外で次のいずれかに該当する方
営業等、農業、不動産、雑報酬などの所得が所得控除額を超えている
土地、建物、株式などを譲渡した
公的年金などの所得のみの方でも、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などの所得控除を受ける場合

確定申告書は所沢税務署へ

所得税の確定申告が必要な方で、次に該当する方は、申告期間中に直接または郵送で、所沢税務署へ申告書を提出してください。



営業等所得、農業所得、収支によるもの、不動産所得がある
土地、建物、株式の譲渡所得
先物取引など分離所得がある
青色申告をする
住宅借入金等特別控除を受ける
贈与税、相続税の申告をする
相談時間は9時~12時と13時~17時、土・日曜日を除く。なお、2月19・26日は、相談・受付を行います。給与・年金収入、雑所得など簡易な確定申告書は、市役所でも受け付けます

所得税の還付

給与所得者でも、次のいずれかに該当する場合には、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

融資を受け、住宅を取得または増築した
10万円(合計所得金額が200万円未満の方は、その5%)を超える医療費を支払った



年の途中で退職し、再就職していないなど

納税は期限内にお忘れなく!

平成17年分確定申告の納期限は3月15日です。期限内の納付をお願いします。

スムーズな手続きのためにご協力ください

確定申告書などの提出書類は、自分で正しく作成する「自書申告」としていただきます。申告書の用紙は市民税課、公民館、出張所、市民サービスコーナーにあります。ご協力をお願いいたします。

また、申告期間の終了日が近づくと、会場などが大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。なお、申告会場は駐車場に限りがありますので、会場にお越しの際は電車・

消費税の確定申告相談会

日時・場所 2月8日、9時30分~16時...狭山市商工会館 2月13日~15日、9時~17時...所沢税務署
対象平成17年分から消費税申告が必要となる事業者
内容確定申告書の書き方など 持参書類などは、直接所沢税務署に確認してください
問合せ狭山市市民税課内線1091か 所沢税務署へ 2993-9111

います。納付には、手間が掛からず、納期限を忘れる心配のない口座からの振替納税が大変便利です。ぜひ、ご利用ください。
また、すでに利用している方は、預金口座の残高をご確認ください。

バスなど公共交通機関をご利用ください。
問合せ
市・県民税に関すること
市民税課へ内線1093~1096
〒350 1380 狭山市人間川
1 23 5
● 所得税に関すること
所沢税務署へ 29993 9100
〒359 8601 所沢市並木1 7